

適正な計量表示となっているか検査します!

年末期の商品量目立入検査を実施します

スーパー等の店舗内でパック詰めされた生鮮食品類の内容量等については、計量法に基づく立入検査が全国的に行われています。

県では、商品流通量が増える夏期(7月)と年末期(11~12月)の毎年2回、この立入検査を実施しています。

(1) 実施時期

平成30年12月5日(水曜日)から12月12日(水曜日)までの間

(2) 検査対象

県内全域(高松市は特定市、善通寺市は権限移譲のため除く。)のスーパーマーケット等22店舗(約80店舗を2年で巡回)

(3) 立入検査内容

店舗内で計量して詰め込み、販売されている生鮮食品類(肉、魚、野菜、惣菜等)を50パック程度抜き取り、実際に計量し、商品の内容量が表示どおりであるかを検査します。

(4) 立入検査を踏まえた措置

- ① 不適正商品(計量法で定められた範囲を超えて不足している商品)があった場合、商品の再計量を指示し、改善を指導します。
- ② 不適正商品率が5%を超えた場合、後日、当該店舗の再検査を実施します。